

福岡県建築都市部所管公共事業の新規事業採択評価実施要領

第1 趣旨

この要領は、「福岡県建築都市部所管公共事業の新規事業採択評価制度要綱」（以下「制度要綱」という。）第3条第3号の規定に基づき、建築都市部が所管する公共事業の新規事業採択評価の実施に関し必要な事項を定める。

第2 実施対象事業分野

制度要綱第2条第2項に定める事業分野及び除外する事業の事業規模は、別表に掲げるとおりとする。

第3 実施手続等

新規事業採択評価の実実施手続及び時期は、次のとおりとする。

- (1) 対象事業所管課は、新規事業採択評価を実施し、その結果に基づき作成した評価案を建築都市部新規事業採択評価審議委員会（以下「審議委員会」という。）に付議する。
- (2) 審議委員会は前号の規定により付議された評価案について調査及び審議し、評価を決定する。
- (3) 新規事業採択評価は、原則として、予算要求等の時点までに実施するものとする。

第4 評価の基準

新規事業採択評価は、別紙2に定める事業分野別新規事業採択評価基準に基づき実施するものとする。

第5 公表の方法等

新規事業採択評価の結果は、別紙3の様式により、事業実施個所決定後に公表する。

第6 事務局

新規事業採択評価の実施に係る事務局は、実施対象事業の所管課に置く。

附 則

この要領は、平成17年7月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年11月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年1月27日から施行する。

別 表

建築都市部所管新規事業採択評価を実施する事業分野及び除外する事業の規模

事業分野	除外する事業の規模
街路事業	事業費 10億円未満

新規事業採択評価基準(街路事業)

新規評価対象事業

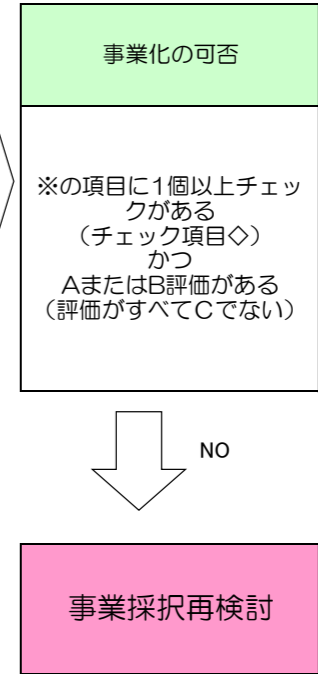
事業の位置づけ

事業の必要性・効果

事業の実施環境

評価項目	評価指標	評価基準	チェック欄	チェック重み	
事業の位置づけ	上位計画との整合	県の総合計画等の位置づけの有無	県の総合計画等に明白に位置づけられている事業や、年毎に策定している県の企画重点施策、又は重要プロジェクト等に関連し、政策的に行うことが必要な事業	□	重要
		整備計画等の位置づけの有無	市町村の整備計画等に位置づけられている事業(地方自治体マスタープラン、地域防災計画等)	□	
	関連事業との整合	関連事業の有無	国、県、市町村などの関連事業と一体となって事業効果を発現させるため、連携して実施することが望ましい事業	□	
		事業の継続性の有無	要対策区間における複数工区の一部をなし、他工区の進捗状況から早期着手が望ましい事業	□	
	残された要対策区間の解消の有無	残された要対策区間(箇所)の解消など、全体的な事業効果を発現させるため、早期着手が望ましい事業	□		
費用便益比	費用便益比(B/C)	※B/C ≥ 1.0である(注1)	◇		
活力ある地域社会の構築	交通機能の強化	都市の骨格の形成	都心軸の形成に資する主要な幹線道路(放射・環状)を整備する事業である 計画交通量が10,000台/日以上である	□	重要
		物流効率化支援のネットワーク構築	空港(福岡、北九州、佐賀)および重要な港湾(博多、北九州、苅田、三池)への60分交通圏の拡大・拡充に資する事業である	□	
		都市部交通の円滑化	福岡県新渋滞対策計画で位置づけられている事業、または渋滞が著しく、その対策として実施する事業である。 混雑度が1.0を超えているため、対策が必要な事業である	□	重要
		総合交通体系の確立	並行区間または現道等における踏切交通遮断量が10,000台時/日以上踏切道の除却もしくは交通改善が期待される事業である(注2) 鉄道駅(新幹線駅)を中心とした概ね2kmの圏内の路線で、鉄道駅(新幹線駅)へのアクセス向上に寄与する事業である 並行区間等または現道等で利便性が向上するバス路線が存在する事業である	□	重要
	地域づくりの支援	地域内交流の高度化	公共公益施設(文化会館、総合病院等)の利便性向上が見込まれる事業である 生活圏中心都市を中心とした30分交通圏の拡大を担う事業である	□	
		まちづくり・都市再生の支援	インターチェンジへのアクセス強化に資する事業である。 ※地域の主たる産業の発展に寄与する事業、または地方自治体が計画する地域振興プロジェクトに位置づけられた事業である	◇	
			市街地再開発、土地区画整理等の沿道まちづくりと連携した事業である	□	重要
			歴史的景観や景観地区(条例等で地区指定があるもの)を活かした道路整備や中心商店街のシンボリックな道路整備等、特色あるまちづくりに資する事業である	□	重要
	安全・安心な生活の確保	災害・緊急時への対応	3次医療施設を中心とした30分交通圏の拡大・拡充に資する事業である	□	
			緊急輸送道路ネットワークに位置づけられた道路である、または並行する道路で緊急輸送道路としての機能が確保できる事業である	□	
市街地における事業で火災時の延焼遮断帯役割を果たす事業である			□		
安全の確保		※当該区間の自動車交通量が1,000台/12h以上(当該区間が通学路である場合は500台/12h以上)かつ歩行者交通量が100人/日以上(当該区間が通学路である場合は学童、園児が40人/日以上)の場合、又は歩行者交通量が500人/日以上の場合において、自歩道等の整備により快適な歩行空間の確保が図れる事業である	◇		
		バリアフリー新法に基づく特定道路が、新たにバリアフリー化される事業である	□	重要	
公共空間、沿道環境の改善	無電柱化を達成する事業である	□			
事業に対する要望、協力体制	要望	地元住民や関係団体等の要望	地元住民(個人ではなく複数の構成員)、地域の団体(NPO、商工会、PTA等)、関係団体(港湾利用者、漁業関係者等)から関係自治体に要望活動がある、もしくは要望書が提出されている	□	
		地元市町村の要望	地元市町村からの要望書に要望区間(箇所)としての記述がある、または関係の期成会等があり、要望が行われている	□	
		継続要望	上記2つの内、何れかの要望活動(要望書の提出・陳情等)が5年以上継続して行われている	□	
	協力体制	地元住民や関係団体等の協力体制	地元住民や関係団体等において、以下の①または②の協力体制が整っている ①説明会等にて計画への理解を示し協力的(調査等の許可)である ②用地取得、工事実施、事業後の維持管理などに対して協力的である	□	重要
地元市町村の協力体制		地元市町村において、以下の①または②の協力体制が整っている ①用地交渉等への積極的な関与(協力・仲介等) ②関連事業などの積極的な取り組み	□	重要	

評価結果	
チェック3個以上 または 重要項目にチェックがある	A
チェック1~2個	B
チェック0個	C
チェック1個	A
チェック0個	C
チェック4個以上 または 重要項目に2個以上 または 重要項目に1個あり合計3個以上 チェックがある	A
チェック2個 または 重要項目に1個チェックがある	B
チェック1個以下	C
チェック3個以上 または 重要項目に1個以上あり 合計2個以上チェックがある	A
チェック2個 または 重要項目に1個チェックがある	B
チェック1個以下	C
チェック3個以上 または 重要項目1個以上あり 合計2個以上チェックがある	A
チェック2個 または 重要項目に1個チェックがある	B
チェック1個以下	C
チェック3個以上 かつ 重要項目に1個以上チェックがある	A
A, C以外	B
チェック1個以下	C



(注1)
交付金事業(地方道路整備臨時交付金を含む)は、事業採択の前提条件として、B/C ≥ 1.0を必須条件とする。

(注2)
踏切交通遮断量が10,000台時/日以上とは、踏切改良促進法において、立体交差化として指定を行う場合の指定基準の一つである

事業着手

事業着手保留

※「交通機能の強化」「地域づくりの支援」「安全・安心確保」のいずれかの評価項目がA判定であることを、新規着手の必須条件とする

